

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症により労務不能となった組合員で、支給要件を満たす場合は、次のとおり傷病手当金を支給いたします。

労務不能開始日	第2種組合員 第3種組合員	法人事業主 第1種組合員
令和5年5月7日以前	下記に留意され、該当する組合員が対象になります。	従来の傷病手当金の対象になります。
令和5年5月8日以降	従来の傷病手当金の対象になります。	

記

新型コロナウイルス感染症に係る第2種及び第3種組合員の傷病手当金について

1 支給対象者

第2種及び第3種組合員で新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために4日以上仕事ができない状態だった方。

※給与等が全額支払われている場合は対象にはなりません。

2 支給期間

令和2年1月1日～**令和5年5月7日**の間で、労務に服することが出来なくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日。

3 申請書

傷病手当金支給申請書（様式17-A）及び（様式17-B）

4 支給額

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×日数

5 支給時期

保険医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）等を確認してからになりますので、早くても診療月の3カ月後になります。

6 その他

新型コロナウイルス感染症分の傷病手当金を支給した場合、従来の傷病手当金は支給しません。また、新型コロナウイルス感染症分の傷病手当金は、従来の傷病手当金の支給期間には含めません。

申請手続きについては、所属の支部へお問い合わせください。

宮城県建設業国民健康保険組合